

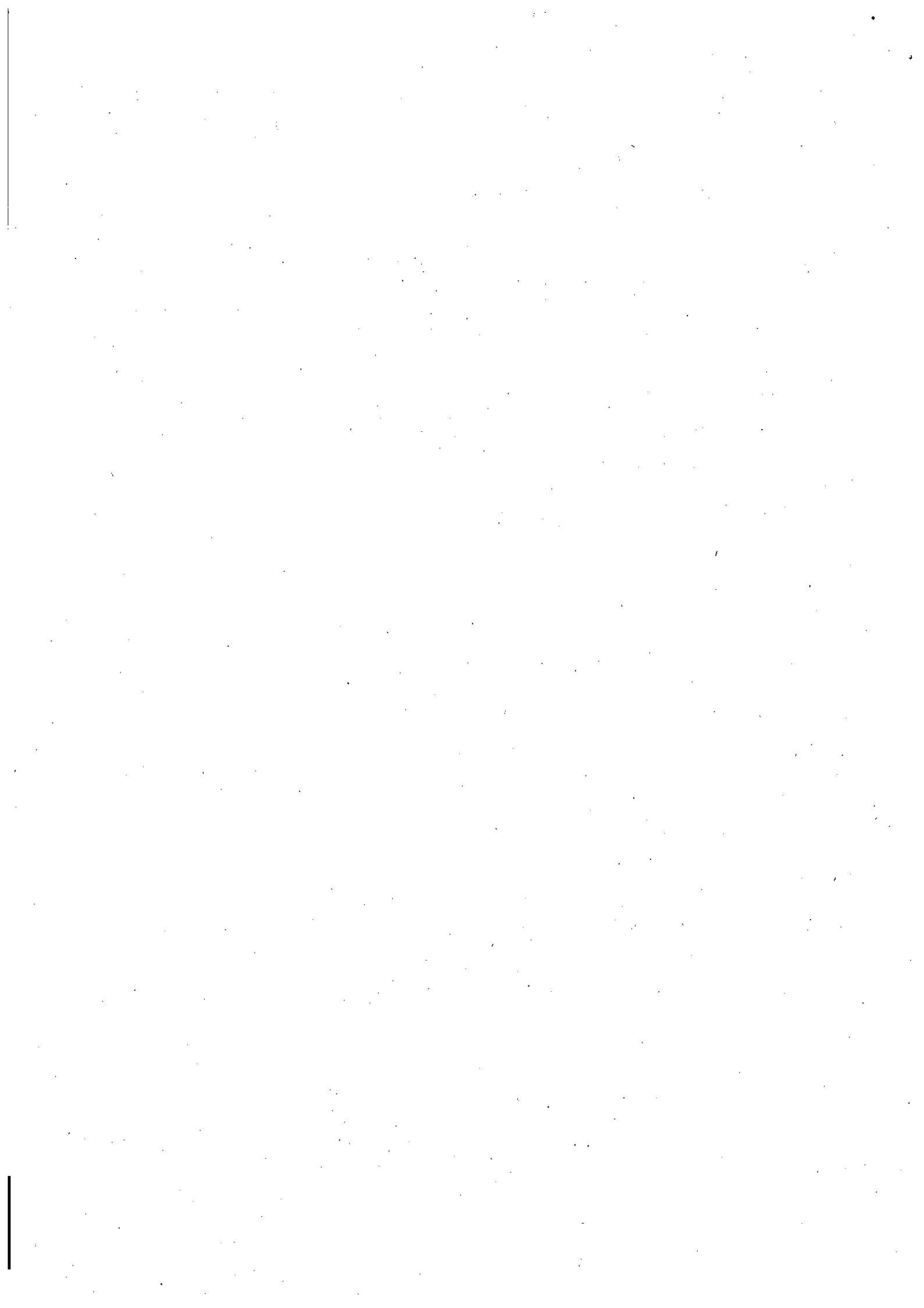
令和2年2月市議会建設水道委員会資料

第45号議案 長崎市営住宅条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市営住宅条例の改正理由	1
2 民法の改正内容	1
3 長崎市営住宅条例の改正内容	1
4 不正入居者に対する明渡し時の請求額算定例	2
5 長崎市営住宅条例新旧対照表	3

建 築 部

令和2年2月



1 長崎市営住宅条例の改正理由

民法の一部改正に伴い、公営住宅法第32条第3項に規定する不正入居者（※）に対する明渡し時の損害賠償額算定に係る利息の適用利率が、現在の「年五分の割合」から「法定利率」に改正され、併せて3年ごとに見直される変動性となることに伴い、長崎市営住宅条例第42条第3項において、不正入居者に対する明渡し請求時の損害賠償請求額算定に同利率を用いているため、一部改正を行うもの。

※ 不正入居者の例

- ・収入要件など、入居資格を偽って入居した者
- ・入居者以外の者を市の許可無く同居させている者

2 民法の改正内容

(1) 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）

公布年月日 平成29年6月2日

施行年月日 令和2年4月1日

(2) 民法の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改正後
(法定利率) 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分とする。</u>	(法定利率) 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率による。</u> <u>2 法定利率は、年三パーセントとする。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。</u> 4～5 (略)

3 長崎市営住宅条例の改正内容

(1) 改正内容

長崎市営住宅条例第42条第3項に規定する、不正入居者に対する明渡し請求時の損害賠償請求額算定に係る利率について、次のとおり改正する。

改正前 「年五分の割合」

改正後 「法定利率」

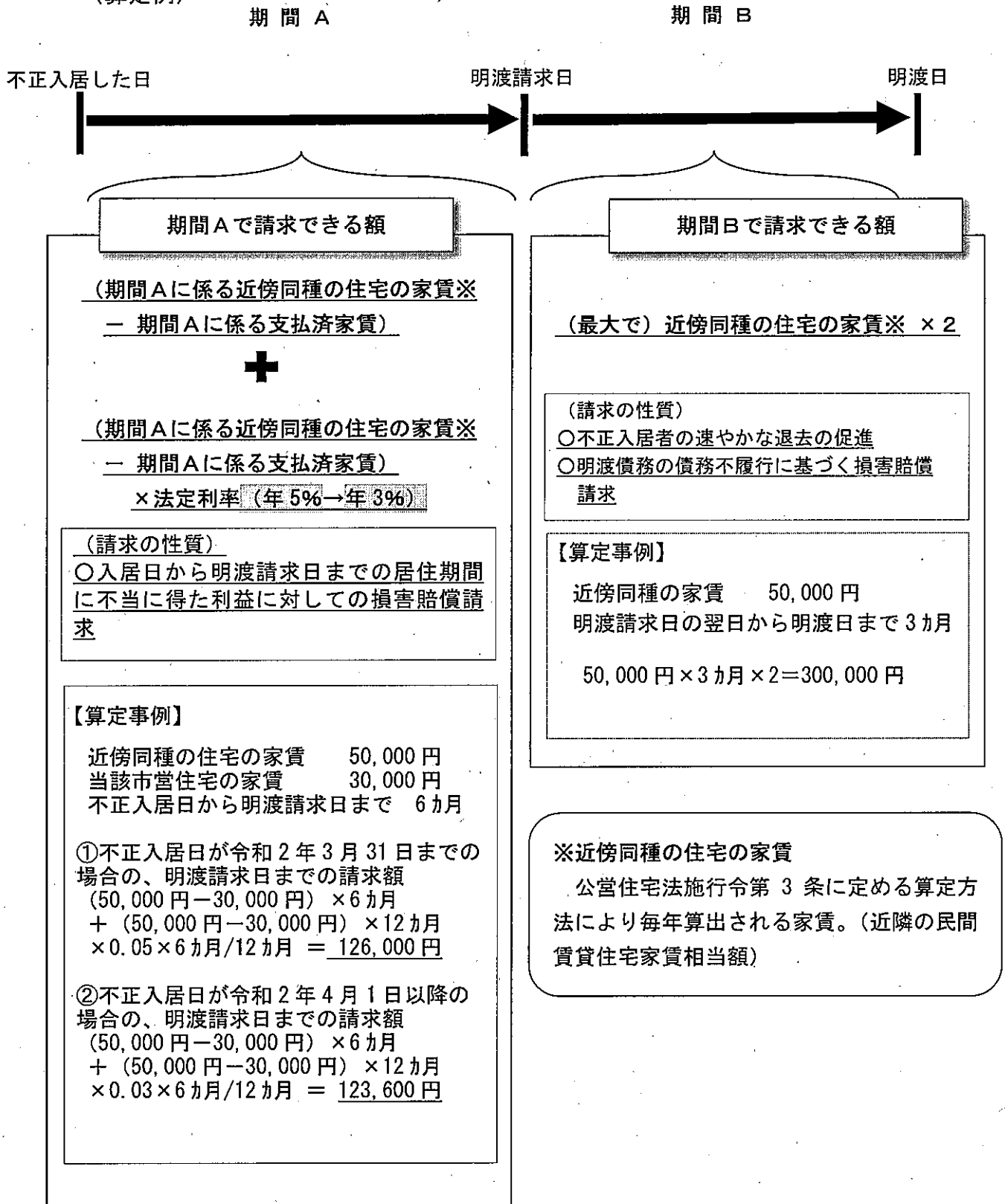
* 「法定利率」：民法に規定される法定利率（令和2年度からの3年間は年3パーセント）

(2) 施行期日

令和2年4月1日

4 不正入居者に対する明渡し時の請求額算定例

(算定例)



5 長崎市営住宅条例新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（公営住宅の明渡請求）</p> <p>第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によつて入居したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>（公営住宅の明渡請求）</p> <p>第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によつて入居したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の長崎市営住宅条例第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。</p>